

# 辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2008年6月27日 NO. 72

## ガソリン高騰への対策を要求！ 自動車通勤の非課税拡大を！！



通勤手当は、通勤に要する費用に充てるため、雇用主から被用者に支給されるもので、まさに、勤務に伴う実費弁償的な性質を持っています。そのような考え方の下、昭和 41 年の所得税法改正によって非課税所得の位置づけが法制化され、翌年 1 月の制度開始以来今日に至っています。

この非課税とされる通勤手当は、交通機関利用者と自動車・自転車通勤者の二類型に区分され、それぞれに対する限度額が定められ、数次の引き上げが行われてきました。

このうち、交通機関利用者の非課税限度額は、新幹線通勤を考慮し、平成 10 年 1 月から 10 万円に引き上げられるなど、社会状況の変化に対応して改定されてきています。

しかし、自動車・自転車通勤者に対する非課税限度額については、この約 20 年間、本格的な引き上げが行われていません。特に、自動車通勤者にとっては、最近の原油高騰を背景としたガソリン価格の激しい上昇による通勤費用の増加が、生活に大きな負担を与えているにもかかわらず、据え置かれたままとされているのが現状です。

同じ非課税所得として位置づけられた通勤手当の中にありながら、両者の近年の扱われ方の差異については著しくバランスを欠いていると言わざるを得ず、その早急な是正が、すなわち、自動車通勤者の通勤手当の非課税限度額の引き上げが必要です。

この視点から、私、辻泰弘は、5 月 22 日の財政金融委員会において、額賀財務大臣に質問するとともに、6 月 10 日には福田内閣に対する質問主意書を提出。早急な実施を強く要求しました。(内閣からは 6 月 20 日に答弁書) 今後とも、実現に全力を尽くします。

辻泰弘：交通機関利用者の非課税限度額は、平成 10 年に 5 万円から 10 万円に引き上げられたが、自動車通勤者の非課税限度額はほとんど引き上げられないまま推移した。

ガソリン価格が平成 10 年 1 月の 1 円 98 円から現在の 1 円 170 円以上へと著しく高騰している現状下、自動車通勤者の非課税限度額は大幅に引き上げられてしかるべきだ。

財務大臣：民間の通勤手当の支給額が増えているのかどうか、また、現行の非課税限度額でカバーされない者がどの程度いるのか、総合的な観点で検討すべきと思う。

辻泰弘：厚生労働大臣も、「ガソリン価格の高騰は通勤手当にも影響を与えている。通勤費用の動向を測って検討されてしかるべき」と発言。調査の上で対応して頂きたい。

財務大臣：実態をよく踏まえて考えさせて頂きたい。(財政金融委員会質疑から要約抜粋)

上記の議事録、質問主意書、答弁書はHPを。ご意見・ご要望等は下記までお気軽に。

兵庫県事務所 TEL 078-230-8824

東京事務所 TEL 03-3508-8402

<http://yasuhiro-tsuji.jp/>